

1 あんぽ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の加工自粛について

柿を原料とする加工食品における放射性物質の濃縮状況を確認するため、県において10月3日から10月13日にかけて、伊達市から採取した原料柿からあんぽ柿を試験的に製造し、放射性物質検査を実施した。

結果は、別紙のとおりとなります。

一部のあんぽ柿からは食品衛生法上暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことから、県より伊達市内において本年産出される柿を原料とするあんぽ柿や干し柿等の乾燥果実の加工の自粛要請がありました。

2 伊達市産の農産物の出荷自粛について

伊達市で採取したゆず、ザクロから食品衛生法の暫定規制値を超える放射性物質が検出され、当分の間、伊達市からゆず、ザクロの出荷を差し控えるよう要請がありました。

(単位:BQ/kg)

	場所	採取日	農産物	ヨウ素	セシウム134	セシウム137	セシウム合計
1	伊達市	10月13日	* <u>ザクロ</u>	ND	<u>250</u>	<u>310</u>	<u>560</u>
2	伊達市	10月11日	* <u>ゆず</u>	ND	<u>380</u>	<u>480</u>	<u>860</u>
3	伊達市	10月12日	ゆず	ND	120	130	250
4	伊達市	10月12日	ゆず	ND	180	220	400

3 出荷を差し控えるよう要請されている伊達市産の食品について

区分	品 目
果実	ウメ、ゆず、ザクロ
穀類	クリ
山菜	たけのこ
きのこ	原木シイタケ(露地)、原木シイタケ(施設)、野生きのこ